

# 国民年金保険料 免除・若年者納付猶予制度

経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な方には、申請手続きによって、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

## 保険料免除制度 (全額免除・一部免除)

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請により、保険料の納付が全額または一部免除されます。なお、一部免除については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。承認期間は原則として毎年7月から翌年6月までの1年間ごとです。

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 全額免除  | (扶養親族等の数+1)×35万円+22万円     |
| 3/4免除 | 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など  |
| 半額免除  | 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など |
| 1/4免除 | 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など |

※所得の基準は、変更される場合があります。

◆免除期間の年金額は、保険料を全額納付した場合と比較して、次の通りです。

|       | 平成21年3月以前の免除期間 | 平成21年4月以降の免除期間 |
|-------|----------------|----------------|
| 全額免除  | 年金額：1/3        | 年金額：1/2        |
| 3/4免除 | 年金額：1/2        | 年金額：5/8        |
| 半額免除  | 年金額：2/3        | 年金額：3/4        |
| 1/4免除 | 年金額：5/6        | 年金額：7/8        |

※保険料の免除にかかる国庫負担割合は、法律改正により、平成21年4月以降の期間について、3分の1から2分の1に引き上げられました。

## 若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により、保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として毎年7月

から翌年6月までの1年間ごとです。

◆所得の基準 前年所得が、(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円以下であることが条件です(所得の基準は、変更される場合があります)。※納付猶予の期間は、年金を受給するために必要な期間に算入されますが、年金額の計算には反映されません。※学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

## 保険料の追納

申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間について、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。

ただし、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を納める場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、早めの納付をお勧めします。

## 申請の手続き

7月1日(木)から市民課保険年金係または多治見年金事務所まで平成22年度分(平成22年7月から翌年6月)を受け付けます。

※国民年金保険料には特例免除があります。失業、事業の廃止、天災などに遭われた方、障がい者、寡婦の方とはご相談ください。

## 持ち物

▽年金手帳  
▽印鑑(本人が署名する場合は不要)

▽退職を理由として申請する場合は、雇用保険の「離職票」・「受給資格者証」など  
▽前年所得の状況を明らかにすることができ書類(平成22年度の市県民税が土岐市で課税されている方は不要)

## 問い合わせ

市民課保険年金係(内線137・138)  
または多治見年金事務所(☎0255)